

議案第87号

三朝町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の廃止について

次のとおり三朝町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年9月7日

三朝町長 松浦 弘幸

三朝町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を廃止する条例

三朝町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和2年三朝町条例第5号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。